

各 位

株式会社 東和銀行

2月14日からの大雪により被災にあわれた皆さまへ

2月14日からの大雪により被害にあわれた皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

当行では、2月14日からの大雪にかかる被害により災害救助法が適用された地域の被災者に対し下記のとおり、お取扱いいたしますので、窓口までご相談ください。

記

1. 当行の預金証書、通帳を紛失された場合でも、預金者であることが確認できれば、ご預金を払い戻しいたします。
2. ご事情を確認のうえ、定期預金などの期限前払い戻し（中途解約）および当該預金などを担保とする貸付もいたします。
3. 汚れた紙幣や貨幣の引き換えについてのご相談に応じます。
4. 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と適宜話し合いのうえ、取立てができるように努めます。
5. 災害時における手形の不渡り処分についても、ご事情を考慮のうえ対応いたします。また、電子記録債権の取引停止処分等についても同様に対応いたします。
6. 国債を紛失された場合のご相談に応じます。
7. 災害の状況、応急資金の需要などを勘案して、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予など、災害被災者の皆さまの便宜を考慮して対応いたします。

災害救助法適用地域

群馬県安中市、藤岡市、多野郡上野村、同郡神流町、甘楽郡下仁田町、同郡南牧村、吾妻郡高山村、同郡東吾妻町、沼田市

埼玉県秩父市、飯能市、秩父郡横瀬町、同郡皆野町、同郡長瀨町、同郡小鹿野町及び児玉郡神川町内

以 上